

デジタル社会の構築と課題 —デジタルファーストに向けて—



杏林大学総合政策学部教授 木暮 健太郎

～要旨～

コロナ禍における日本政府の対応は効果的とはいえず、とりわけICTを活用した感染対策という側面において、海外と比べても日本は有効な手段を見いだせなかった。特別定額給付金をめぐる行政の混乱などは、その最たる例である。こうした日本の姿は、あたかも「デジタル敗戦」であったと指摘されるほどである。なぜ、このような危機的な状況を前に、ICTを活用した政府の対応が機能することはなかったのだろうか。新たにデジタル庁が発足した今、日本が目指すべきデジタル政策は何かについて、多角的に検討する必要があるだろう。デジタル政策において、日本がモデルの一つとしているEUの取り組みなどを参照しながら、さらなるデジタル社会の構築や、デジタルファーストの実現などについて検討したい。

1 はじめに

誰も予想できなかったような未曾有の危機を前に、日本が目指してきた最先端のデジタル国家はほぼ機能しなかった。国民に10万円を配る「特別定額給付金」のオンライン申請では、誤入力や重複申請といったケースが頻発し、自治体職員はその対応を余儀なくされた。また、感染者との接触を知らせるスマートフォン用のアプリ「COCOA」をめぐっては、不具合が数か月以上も放置されるなど、実効性を持たない感染症対策の一つとなってしまった。さらに、保健所から東京都に送られる感染者の情報がファックスでやり取りされていたことなどは、デジタル化が行政レベルにおいて浸透していなかったことを示す典型例である。

ICTを活用して感染者を抑え込むことに成功した台湾のような国と比べて、日本における「デジタルの力」は、あまりにも非力であり、無力でさえあった。インフラというハード面が存在しても、有効な利活用というソフト面で多くのスタックが発生するという現象は、日本における政治や行政が繰り返してきたことでもある。その意味で確かに、コロナ危機が日本の課題や問題点を改めて明確にあぶりだし、「デジタル敗戦」と呼ぶにふさわしい状況を生み出したと言えるだろう。

果たして、日本がこのデジタル敗戦から立ち上がり、真の意味でのデジタル国家を創造することは可能なのであろうか。あるいは、このままデジタル先進国の後塵を拝し続けるのだろうか

か。2021年9月1日には、新たにデジタル庁が発足するなど、これまで以上に、デジタル化に関する政策が推進されようとしている。そこでも、改めて日本政府のデジタル政策を振り返りながら、今後、目指すべき方向性について多角的に検討することが必要であろう。

2 オープンガバメントからデジタルファーストへ

(1) オープンガバメント

まず、日本におけるデジタル政策について簡単に振り返ってみたい。日本の「IT元年」は2001年であった。この年から、日本における電子政府の取り組みが本格的に始まる。政府に設置された情報技術戦略本部（IT戦略本部）が、「e-Japan戦略」と名付けられた電子政府に関する最初の計画書を発表したのが、まさに2001年であった。e-Japan戦略では、超高速ネットワークのインフラ整備と同時に、行政サービスの電子化を実現させることなどが目標として掲げられ、IT戦略本部を中心として、世界をリードしようとする最先端の電子政府の構築が目指された。

その後、2010年代になると、行政の情報化をめぐる「オープンガバメント」がトレンドの1つとなった。オープンガバメントとは、透明でオープンな政府を実現するための政策とその背景となる概念のことであり、(1) 透明性、(2) 市民参加、(3) 政府と官民の連携という3つを基本原則とするものである。

日本においても、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が2010年5月に発表した「新たな情報通信技術戦略¹⁾」では、国民本位の電子行政を実現するための重要な政策として「オープンガバメント等の確立」が掲げられた。具体的には、「行政が保有する情報を2次利用可能な形で公開して、原則として

すべてインターネットで容易に入手できるようにする」ことが目指されたのである。この時期における行政情報化の主要な方向性がオープンガバメントであったことは間違いないだろう。

ここで重要なのは、「官」である政府や自治体が所有するさまざまなデータを公開し、「民」である企業やNPOなどがそのデータを活用しながら、新しいサービスを生み出そうとする試みであった。すなわち、いわゆる「オープンデータ」こそが、行政の情報化をめぐる新たな目標・目的として定められていったのである。

さらには、2013年6月17日から18日にかけて英国で開催されたG8首脳会合（ロック・アーン・サミット）において、「オープンデータ憲章」が合意され、5つの原則が示された。それは、①原則としてデータを公開すること、②高品質なデータをタイムリーに提供すること、③できるだけ多くのデータを、できるだけ多様かつオープンな形式で公開すること、④ガバナンス改善のためにデータや基準、プロセスに関する透明性を確保すること、⑤データ公開によって次世代イノベーターを育成すること、であった。

なお、2015年に行われた調査によれば、日本における5原則の達成度スコアは30と低く、イタリア、ドイツ、ロシアといった下位グループに位置づけられる結果となっている。その理由として、例えば、少なくとも当時はまだ「オープン・バイ・デフォルト」、すなわち原則としてすべての情報をサイト上で公開するまでに至っていなかったこと、データ量は十分とはいえ、質という点に関してみると、ファイル形式がHTMLとPDFであり、利用可能なデータではなかったことなどが挙げられる。

日本政府は、これまでの電子政府に向けた取り組みでは、行政内部の効率化や手続きのオンライン化が重視されてきたが、今後は、省庁間

表1 オープンデータ憲章5原則の達成度

ランク	国名	スコア
1	英国	90
2	カナダ	80
2	米国	80
4	フランス	65
5	イタリア	35
6	日本	30
7	ドイツ	25
8	ロシア	5

(出所) Center for Data Innovation, *Open Data in the G8: A Review of Progress on the Open Data Charter*, 2015. をもとに筆者作成。

の壁を越えて情報化に取り組むことや、官民データの活用で代表されるように、より外部アクターとの連携を図ることを重視している。政府は「電子政府」という言葉ではなく、あえて「デジタル・ガバメント」という呼称を用いようと試みているが、ここでの意図は、e-Japan 戦略以降に目指されてきた手続きのオンライン化だけではなく、官民も含めた、より効果的な電子政府の在り方を模索し始めているという点である。

(2) デジタルファースト

日本が目指すデジタル政策のモデルとなっているのはEUである。そこでEUの取り組みについても概観したい。EUのデジタル政策において重要なのは、2016年4月に欧州委員会が提示した「EU電子政府アクションプラン2016-2020—政府のデジタル変革の加速」である²⁾。このアクションプランで掲げられた7つの原則のうち、最初に提示されているのが、「デジタル・バイ・デフォルト」(Digital By Default)、すなわち、行政のデジタル化を標準化するという方向性であった。

EUにおける行政サービスのデジタル化について言及する前に、EUが実現しようとする「デジタル単一市場」(Digital Single Market: DSM)について簡単に確認しておこう。2015年5月6

日、欧州委員会は、「デジタル単一市場」を目指した計画を発表した³⁾。デジタル単一市場とは、デジタル分野のコンテンツ、サービス、事業が国境を越え、EU全域で流通・展開される環境を目指すものである。EUでは、デジタル単一市場の創設を情報通信分野における最優先の政策目標としている。

そこで、2016年末までを目標とする行動計画が示された。行動計画には、次の3本の柱(Pillar I～Pillar III)が含まれている。3つの柱とは、第1に、欧州全体のデジタル商品及びサービスに対する消費者と企業のアクセスを改善することである。第2に、デジタル・ネットワークと革新的なサービスを繁栄させるために適切な条件と公平な競争の場を生み出すことである。そして第3に、デジタル・エコノミーが成長する可能性を最大化することである。

こうした行動計画に基づいてEUでは着実な取り組みが行われている。例えば、2016年12月には、付加価値税(VAT)ルールの見直し案が提示された⁴⁾。目的としては、EU域内で国境をまたいで販売する事業者が、複数のEU加盟国での税申告手続などを自国で一括して済ませられるようにすることである。複雑なVAT制度の手続がコストとなり、とりわけ中小企業やベンチャー企業にとって重要な問題となっていた。税制の簡素化は企業コストを削減し、域内での取引を活性化させることが期待されている。

また、2017年6月中旬を目処に、居住者が域内で国境を越えて携帯電話を利用する際に発生するローミング携帯手数料を原則廃止することが決定した。これにより、EU域内における携帯電話のユーザーはローミング手数料による追加費用を支払う必要がなくなり、基本料金プランのまま音声通話やデータ通信を利用可能となる。これもまた、デジタル単一市場に向けた

ステップであり、行動計画に基づく改革の1つなのである。

さて、欧州委員会が2016年に提示した「EU電子政府アクションプラン2016-2020」では、「政府のデジタル化は単一市場の成功にとって重要な要素である」とされ、デジタルテクノロジーを活用して行政を現代化することが改めて目指されることとなった⁵⁾。

同アクションプランでは、「2020年までに、EUの行政と公的機関はオープンで、効果的となり、徹底したデジタルな行政サービスをEUのすべての市民と企業に提供する。革新的なアプローチは、市民や企業のニーズや要請に沿ってデザインされ、より良いサービスを提供するために用いられる。行政は、各種のステークホルダーとの相互関係を促進するような新しいデジタル環境によって提供されるさまざまな機会を生かす」ことが明確なビジョンとして掲げられている。

より具体的な目標としては、第1に、「行政を現代化する」(Modernizing Public Administration)ことであり、電子IDや電子署名などを普及させ、

デジタル化によって行政を現代化することを含んでいる。第2に、「国境を越えた自由な移動」(Cross-Border Mobility)である。これは、デジタルな域内市場を確立すること、単一市場を実現させるため、市民と企業の自由な移動を加速させることを目指すものである。第3に、「デジタルな相互作用」(Digital Interaction)であり、高品質なサービス提供のために市民や企業とより一層協力することである。

また、このアクションプランにおいて、①電子提供のデフォルト化(Digital by Default)、②ワンスオンリーの原則(Once Only Principle)、③アクセシビリティの保障(Inclusiveness and Accessibility)、④開放性と透明性(Openness and Transparency)、⑤クロスボーダーのデフォルト化(Cross-Border by Default)、⑥相互運用性のデフォルト化(Interoperability by Default)、⑦信頼性とセキュリティ(Trustworthiness and Security)という7つの原則が定められた。それぞれの概要については、表2の通りである。

EUの取り組みにおいて重要なのは、欧州にまたがる「デジタル単一市場」を確立するとい

表2 EU電子政府アクションプラン 7つの原則

No.	7つの原則	概要
1	電子提供のデフォルト化 (Digital by Default)	行政サービスをデジタルで提供すること。
2	ワンスオンリーの原則 (Once Only Principle)	市民や企業が行政に提供する情報は、一度で済むようにすること。
3	アクセシビリティの保障 (Inclusiveness and Accessibility)	高齢者や障害者など、さまざまなニーズに対応する包括的なデジタル化した行政サービスを提供すること。
4	開放性と透明性 (Openness and Transparency)	市民や企業の間で情報やデータを共有すること。
5	クロスボーダーのデフォルト化 (Cross-border by Default)	デジタルな行政サービスを国境を越えて提供すること。
6	相互運用性のデフォルト化 (Interoperability by Default)	単一市場でシームレスに行政サービスを提供すること。
7	信頼性とセキュリティ (Trustworthiness and Security)	個人データやプライバシーの保護、あるいはITセキュリティに関する法的なフレームワークを強固にすること。

(出所) European Commission, *European eGovernment Action Plan 2016-2020: Accelerating the digital transformation of Government*, 2017.

う明確な目標が上位に位置づけられ、それを実現するために、行政のデジタル化を推進しようとしている、ということである。前述のように、EUの電子政府アクションプランでは、「政府のデジタル化は単一市場の成功にとって重要な要素である」と明示されていることから、それは明らかである。つまり、EUにおいて行政サービスのデジタル化を徹底させる目的は、市民や事業者の利便性を向上させることであり、こうした取り組みを通じて、EU域内の経済を発展させることに主眼が置かれているのである。

(3) デジタルファーストとデジタル庁の創設

一方、日本もまた、EUが目指す「デジタルファースト」を電子政府の新しい課題として捉え、その実現に向けた取り組みを開始している。2019年3月15日、政府は行政手続きを原則、電子申請に統一する「デジタルファースト法案」を閣議決定している。ここで、日本版のデジタルファーストに向けた動きについて、一連の流れを確認したい。

最初に言及すべきは、2016年12月14日に施行された「官民データ活用基本法」である。この基本法では、超少子高齢化における日本社会の急激な変化を前提とし、官民が保有するデータを流通・活用することで、新しいビジネスやイノベーションの創出を目指すことが目標とされた。ここでいう官民データとは、簡単に言えば、政府や公共団体が保有している公共情報であり、それを民間に公開することによって、社会問題の解決に結びつけようとすることを目指している。例えば、警察が持つ交通事故のデータなどを活用し、企業による自動運転の開発に役立てるといったこと、あるいは各自治体が保有する保育所の空き状況のデータを活用し、企業等が携帯電話のアプリ等によって利用者にわかりや

すく情報を提示するといったことである。

なお、官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるように公開されたデータについては、「オープンデータ」(Open Data)として定義づけられている。オープンデータは、①営利・非営利を問わず2次利用可能なルールが適用されていること、②機械判読に適していること、③無償で利用できることという3つの条件を満たすものとして捉えられている。

官民データ活用基本法では、こうしたオープンデータを積極的に民間へ開放するために、行政保有データの100%オープン化、行政サービスの100%デジタル化を目指すとしたのである。つまり、新たなビジネスやサービスを生み出し、日本が直面する人口減少社会を克服するためにも、さらなる行政のデジタル化が必要であるという認識に依拠している。こうした展開は、EUが目指した「デジタル単一市場」と、その目的を達成するために求められた「行政のデジタル化」と極めて類似した内容だといってい

いだろう。

日本政府は、次のアクションとして「デジタル化3原則」を提示するに至った。そこで、IT戦略本部・規制制度改革ワーキングチームが提示した「行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」(デジタルファースト・アクションプラン)について、言及しておきたい⁶⁾。日本が目指すべきデジタル化された政府をめぐる議論の中間整理として提示されたこの報告書において、今後の行政手続に関する基本的考え方として、次の3原則が示された。第1に、「デジタルファースト原則」、第2に、「ワンスオンリー原則」、第3に、「コネクテッド・ワンストップ原則」である。

第1に、デジタルファースト原則とは、「原則

として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」という方針である。第2に、ワンスオンリー原則とは、「一度、行政に提出した情報は、二度提出する必要がない仕組み」である。そして第3に、コネクテッド・ワンストップ原則とは、「民間サービスを含め、どこでも一か所でサービスが実現する」という方針である(表3参照)。

日本政府によるデジタル化3原則は、欧州委員会が2016年に提示した「EU電子政府アクションプラン2016-2020」で示された7原則のうち、とくに第1原則(デジタル・バイ・デフォルト)、そして第2原則(ワンスオンリー)と重複するものである。また、官民データの活用については、EUの第4原則に関連する内容となっている。

なお、「デジタル・ガバメント推進方針」を受

けて、この方針を具体化し、実行するために「デジタル・ガバメント実行計画」が2018年1月に定められた。ここにおいても、デジタル3原則は継承され、利用者中心の行政サービスを実現するために、制度そのものを見直し、行政サービスの100%デジタル化が目指されている。

このように、EUを1つのモデルとして、政府は日本版の「デジタル・ガバメント」を推進しようとしているが、EUはヨーロッパ広域の市場統合のために、行政上の手続きを簡素化、円滑化させ、ビジネスも含めたさまざまな障壁を撤廃しようとする強力な改革圧力が存在している一方、そうした圧力が日本に存在するわけではない。実際、2001年のe-Japan戦略以降も、「縦割り」が弊害となり、効果的な情報化にとって本質的に必要なバックヤードでの省庁間連携

表3 デジタル化3原則

3原則	定義と概要
1. デジタルファースト原則	原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。手続主体と受け手の接点のみならず、事業者・国民や行政内部での処理も含めて一貫してデジタルで完結することを指す。これは、「IT利活用に係る基本指針」に記載された「電磁的処理の原則(IT優先の原則)」に相当するものであるとともに、欧州等で規定される「デジタル・バイ・デフォルト」に相当するものである。
2. ワンスオンリー原則	ワンスオンリーとは、「一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」という方針と定義する。これは行政手続に係る取組であり、まずは、事業者・国民が一度提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないようにするとともに、バックヤード連携環境の整備等を通じて、行政内において異なる省庁・部局間(異なる手続間)での情報連携を進めることにより、必要書類・情報の削減、ひいては、事業者・国民における行政手続コストの削減を実現するものである。
3. コネクテッド・ワンストップ原則	民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現するという方針と定義する。この「コネクテッド・ワンストップ原則」は、利用者に対して画期的・効率的サービスを提供するため、関連する複数の行政サービスを民間が提供するサービスと「コネク」して、いつでもどこでも簡便にワンストップで提供するという原則である。今後は、引越や相続などの手続についてもワンストップサービスの実現に向けた検討を進める。

(出所) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」2017年。

には至らなかった現実がある。

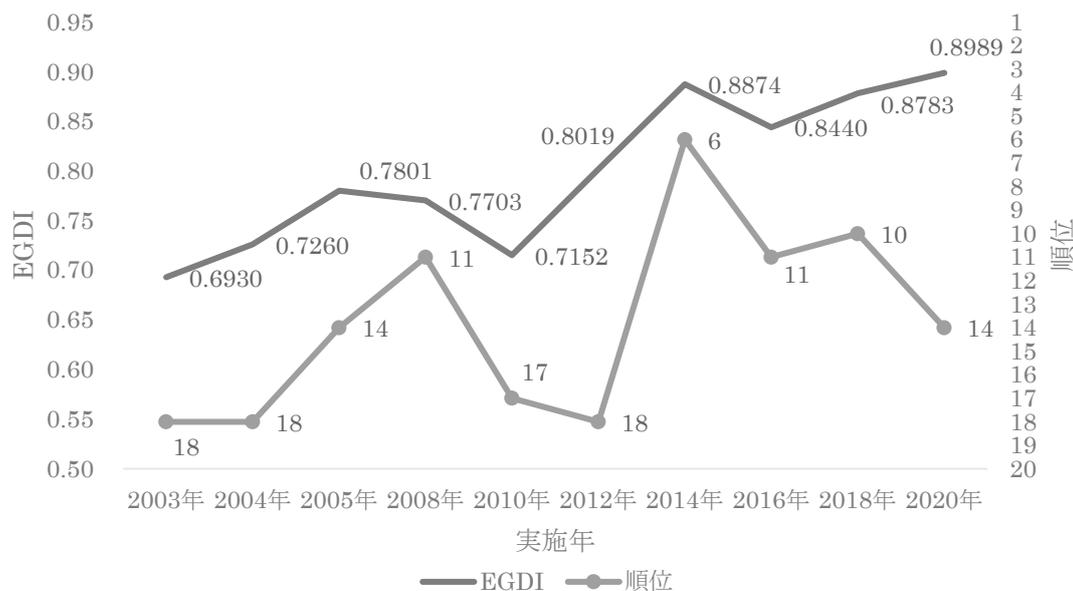
この点について、e-Japan 戦略から 10 年後の段階において、政府は、「これまでの電子行政推進の取組に当たっては、例えば、行政手続のオンライン化について、オンライン化自体が目的となっていたのではないかとの指摘」があること、また、「電子行政の旗振り役であり、かつ当事者でもある政府において、電子行政を推進するための体制が十分整っていなかった」ために「府省横断的な取組を明確かつ迅速な決定と責任の下に進めていくための統率力・調整力は必ずしも十分に備わっていなかった」ことを率直に認めている⁷⁾。その意味で、日本の電子政府の取り組みや、より効果的な情報化政策にとって鍵を握っているのは、行政組織そのものが抱える問題であり続けているともいえる。

(4) 国連の電子政府ランキング

ここで、世界における日本の電子政府の位置づけについても言及したい。電子政府の進捗度を測定し、世界各国における位置づけを確認するために、国連による電子政府調査(E-Government Survey) がその指標の1つとして用いられてきた。この調査の目的は、国連に加盟する国々における ICT を通じた公共政策の透明性やアカウントビリティーを向上させ、さらには公共政策における市民参画を促すことにある。また、ランキングなども含めて、電子政府の進捗状況に関する詳細なデータを提示することで、各国が互いに刺激し合うことも目的としている⁸⁾。

2003 年から始まった国連による電子政府調査は、2008 年以降、2 年に 1 回の間隔で実施されており、10 回目となる最新版の調査報告書が 2020 年 7 月に発表された。ここで、ランキング結果などを含めて概観しておきたい⁹⁾。

図1 国連による電子政府ランキングの推移（日本）



(出所) 国連による電子政府調査 (2003年から2020年まで) のデータをもとに筆者作成。

まず、国連の電子政府調査で用いられる指数 (E-Government Development Index: EGDI) についてであるが、EGDI は、次の3つの内容から構成されている。第1は、オンラインサービス指数 (Online Service Index: OCI) であり、193の加盟国すべての電子政府ポータルを対象に、どのような行政サービスが提供されているかを調査している。第2は、情報通信インフラ指数 (Telecommunication Infrastructure Index: TII) であり、固定電話の普及率、携帯電話の契約者数、ブロードバンド普及率などを組み合わせて算出されるものである。第3は、人的資本指数 (Human Capital Index: HCI) であり、成人識字率と就学率などで構成される。なお、EGDI は、OCI、TII、HCI を合算したものから最終的な数値が算出されている。

$$EGDI = \frac{1}{3} (OCI + TII + HCI)$$

2020年の電子政府ランキングにおいて、1位はデンマークであり、前回に続き2期連続となった。続く順位は、韓国が2位、エストニア3位となっている。毎回の調査において、トップ10に関しては、それほど大きな変動はない。

一方、日本の順位は14位となり、前回の10位からランクダウンしている。ちなみに、日本は2014年に6位となったのが最高位である。ここ数年、日本は堅調に上位グループに位置し続けているとはいえ、今回も2位となった韓国は、かつて3回連続で1位を獲得した経験を持つことから、日本が電子政府に関して、必ずしもアジアでトップではないことも確認しておく必要があるだろう。

3 デジタル庁の行方とマイナンバーカード

さて、こうした日本のデジタル政策において、一つの分水嶺となることを期待して新たに設置されたのがデジタル庁である。2021年9月1日に発足したデジタル庁は、役所手続きでの3つの1 (one) を実現させることを目的としている。それが①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップサービスである。これらは言うまでもなく、デジタル化3原則で提示された内容に基づいており、EUで目指されてきた方向性と軌を一にしている。また、デジタル庁は頑強な縦割り行政の打破を目指そうとしており、これまで各省庁に割り当てられていたデジタル関連の予算をデジタル庁で一元的に管理し、効率性を向上させることも目的としている。

デジタル庁の柱として掲げられたデジタルファーストを実現する上でカギを握るのが、マイナンバーカードである。周知のとおり、その普及率の低さから実効性を発揮することができずにいたマイナンバーカードであるが、2021年10月からは医療機関や薬局で健康保険証として使用できるようになり、また2022年度中には、専用サイトから口座を登録すれば、災害時などの給付金が自動的に支給されるようになる。いずれは、マイナンバーカードの機能の一部がスマートフォンで使用できるようにすることなど、利便性の向上に向けた施策が行われようとしている。

また、マイナンバーカードを用いれば、選挙の際など、インターネットに接続されたデバイスから投票することが可能となるかもしれない。投票率の低さ、あるいは投票所の不便さなどを考慮に入れば、マイナンバーカードの有効活用の一つの手段として、真剣に検討すべきタイミングであるかもしれない¹⁰⁾。

いずれにせよ、コロナ禍の政治や行政において、人々の不安や不満、あるいは不信感の根源にあった要因の一つは、まさにスピード感のなさであったし、的確な情報を適切なタイミングで国民に伝えられていないことであった。こうした点からも、例えばワクチンパスポートなどのデジタル化を含め、マイナンバーカードを軸としたデジタル化を推進するタイミングは、まさに「今」しかない。平時にはできなかったような縦割り行政の弊害を打破し、真にシームレスなデジタル行政を構築することが求められており、それはひいては、健全に経済や社会を動かす力になり得るだろう。

4 おわりに

2000年代初頭にはじまる日本における電子政府の「黎明期」から、間もなく20年という時間が経過しようとしている。その間、ICTをめぐる環境も急速に変化してきた。例えば、2001年の段階で46.3%であったインターネット利用者の割合（人口普及率）は、2019年には89.8%にまで高まり、ほとんどの国民がインターネットにアクセスできる状況になった¹¹⁾。さらに、携帯電話の普及から、端末別の利用においても、パソコン（50.4%）を上回り、もはやスマートフォン（63.3%）からのインターネット利用が最も高い割合となっている。今後もインターネットが人々の生活において、より深く定着し、経済はもちろん、政治や行政に至るまで、さまざまな場面において必要不可欠なツールとなることは自明であろう。

社会状況の変化に対応して、適切なサービスを提供することが、現代の政治や行政に求められていることは、改めて指摘するまでもない。まして、コロナ禍に代表されるような危機の時代において、効率性やスピード感は何より必要

とされる視点である。長らく打ち崩すことのできなかった縦割り行政の弊害をはじめ、政治・行政が抱えてきた多くの問題を解決するツールの一つがデジタル政策であることも確かであろう。今回の未曾有の危機が、新たなデジタル社会の構築にとって、一つの分水嶺となることを期待したい。

【注】

- 1) IT 戦略本部「新たな情報通信技術戦略」2010年5月11日。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- 2) European Commission, *European eGovernment Action Plan 2016-2020: Accelerating the digital transformation of Government*, 2017.
- 3) European Commission, *A Digital Single Market for Europe*, 2015.
- 4) 「EU、域内デジタル市場統合へ消費税ルール見直し案」『日経新聞』2016年12月1日。
- 5) European Commission, *European eGovernment Action Plan 2016-2020*, 2016, p.2.
- 6) IT 戦略本部・規制制度改革ワーキングチーム「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン（デジタルファースト・アクションプラン）」2017年。
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20170619/170619bukai03-2.pdf>
- 7) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「電子行政推進に関する基本方針」2011年。
- 8) United Nations Economic and Social Affairs, *E-Government Survey 2018: Gearing E-Government to Support Transformation Towards Sustainable and Resilient Societies*, p. x., United Nations, 2018.
- 9) なお、2001年には、国連公共経済行政部（United Nations Division for Public Economics and

Administration) が国連として初めて電子政府の調査を行った。しかし、この時に用いられた電子政府を測定する指標などは、2003年以降の内容とは異なっているため、本稿では2003年以降の調査を対象としている。

10) 木暮健太郎「投票デザインの再構築とネット投票の可能性」『杏林社会科学研究』第34巻第3号、1-17頁。

11) 総務省『情報通信白書』（令和2年版）

こぐれ けんたろう

1996年東海大学大学院政治学研究科政治学専攻博士課程前期修了(政治学修士)。1999年同大学院政治学研究科政治学専攻博士課程後期満期退学。2008年4月より現職。

専門は政治学で、インターネットと政治、デジタル政策などをテーマとする。

【主要論文】

「危機におけるICTとその未来」『行政&情報システム』2020年6月、pp.76-81。

「コロナ危機における政府の対応とICT(特集 コロナ危機によせて)」『杏林社会科学研究』2020年第36巻第1号・2号、pp.11-17。

「投票デザインの再構築とネット投票の可能性」『杏林社会科学研究』第34巻第3号、pp.1-7。など
